

※資料中、黄色の網掛け部分及び囲み部分は、素案から変更した部分です。

桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針の策定について (答申)

【案】

令和4年 月

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会

目 次

はじめに

1 桐生市の現状と課題

- (1) 小中学校の位置 1
- (2) 人口の状況 2
- (3) 児童生徒数・学級数の推移 3
- (4) 児童生徒数・学級数の見込み 4
- (5) 学校現場における課題 5

2 教育環境に関するアンケート

- (1) 調査概要 6
- (2) 結果概要 7

3 望ましい学校規模

- (1) 学校規模の現状 11
- (2) 学校規模による教育環境への影響 12
- (3) 望ましい学校規模（1校当たりの学級数） 13
- (4) 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数） 14

4 望ましい学校配置

- (1) 通学区域の現状 15
- (2) 望ましい学校配置（通学時間） 16

5 学校規模の適正化に向けた取組

- (1) 学校規模の適正化に関する検討開始基準 17
- (2) 学校規模を適正化するための手法 20
- (3) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項 22

6 少子化に対応した魅力ある学校づくり 23

《資料編》 24

はじめに

桐生市は、今後さらに人口減少が進み、特に児童生徒数が急激に減少していくことが危惧されています。一部の小中学校では、既に小規模校化が進んでおり、近い将来、市内の多くの学校が小規模校となってしまうことが予測されています。

今後、このような状況が進行していくと、学校間における教育環境の不均衡や小規模校化による教育上又は学校運営上の様々な問題が発生していくおそれがあります。また、現状においても、複雑で予測困難な時代の中で学校教育に求められる質や役割は大きく変化し、それに対応する教職員の多忙化が課題となっています。

これらの課題に対処するため、令和3年4月に小中学校の適正な規模等について調査及び審議する桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「本審議会」という。）が設置され、令和3年7月6日付けで、桐生市教育委員会から「桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について」の諮問を受けました。

この諮問を受け、本審議会では、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて審議してきました。審議に当たっては、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向、そして桐生市教育委員会が実施したアンケート調査によって把握された児童生徒・保護者・教職員の意見を参考に、幅広い観点から審議検討を重ね、本審議会としての基本的な考え方をまとめ、答申内容を決定しました。

なお、本審議会では、どの学校が統合の対象になるといったことについては議論せず、市全体を対象として、望ましい学校規模、学級規模、通学時間のほか、学校規模の適正化の検討を開始する基準となる学校規模の状態や検討開始時期などを議論し、答申に記しています。今後、学校規模の適正化の検討を開始する際には、保護者、地域、市民、学校関係者が想いを一つにし、子供たちにとってどのような教育環境を整えるべきかを慎重に検討していただきたいと思います。

また、学校規模の適正化を検討することは、これまでの教育環境を見直し、魅力ある学校づくりを進めるための絶好の機会であるとも言えます。答申の中には、少子化に対応した魅力ある学校づくりを進める上で考慮していただきたいことも記させていただきました。

桐生市教育委員会には、学校規模の適正化を単なる統合と捉えずに、これを機に、より良い教育環境及び教育条件を整備し、魅力ある学校づくりへと繋げていただくことを期待し、ここに答申します。

令和4年8月 日

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会

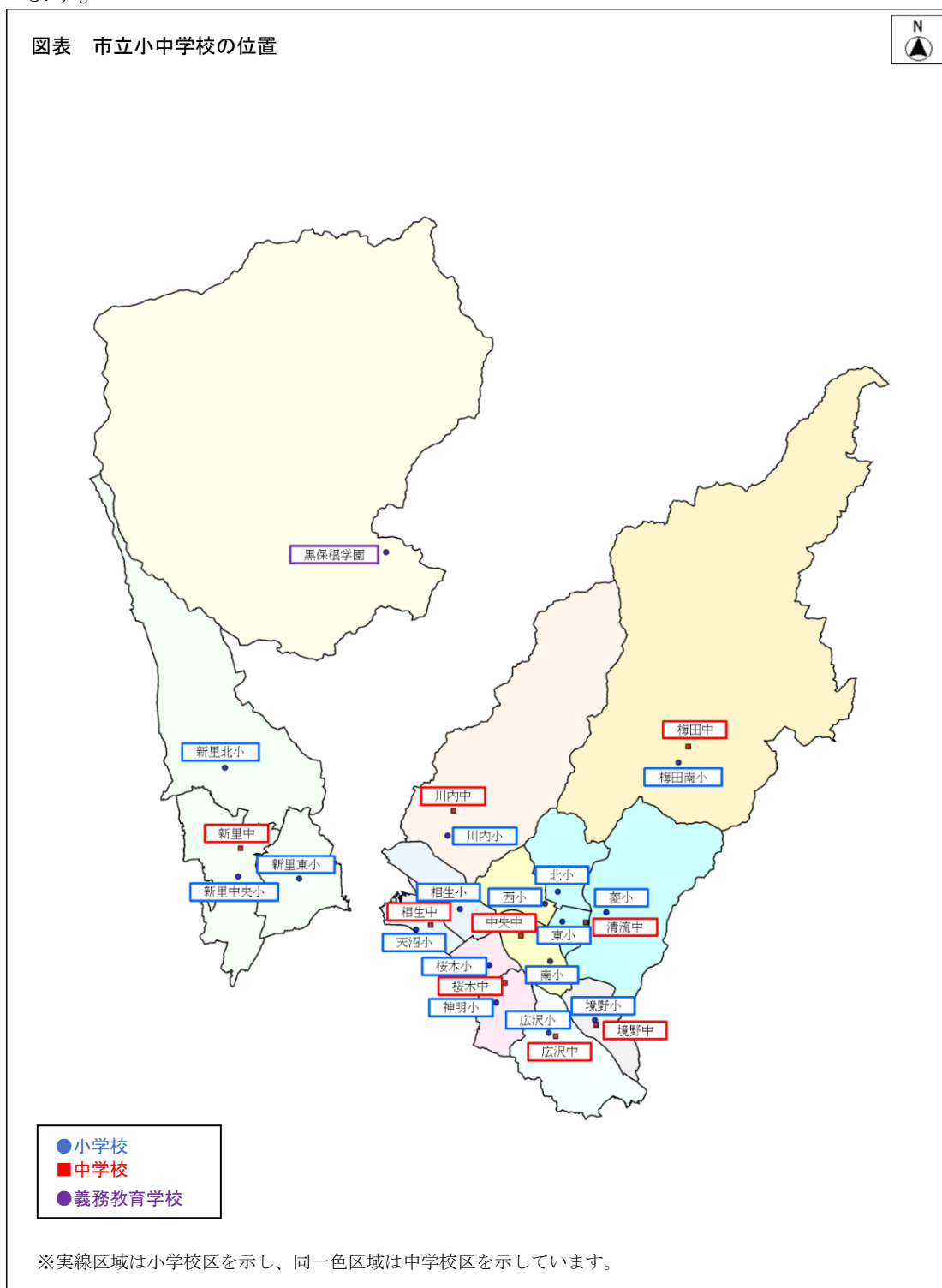
1 桐生市の現状と課題

(1) 小中学校の位置

桐生市は、大正 10（1921）年に全国 84 番目の市として誕生し、幾多の市域の変遷を経て、平成 17（2005）年には新里村、黒保根村と合併し、面積は約 2 倍に広がりました。

令和 4 年 4 月 1 日現在、桐生市には、市立の小学校 16 校、中学校 9 校、義務教育学校 1 校が設置されており、地域別では、旧桐生地域に小学校 13 校、中学校 8 校、旧新里地域に小学校 3 校、中学校 1 校、旧黒保根地域に義務教育学校 1 校となっています。

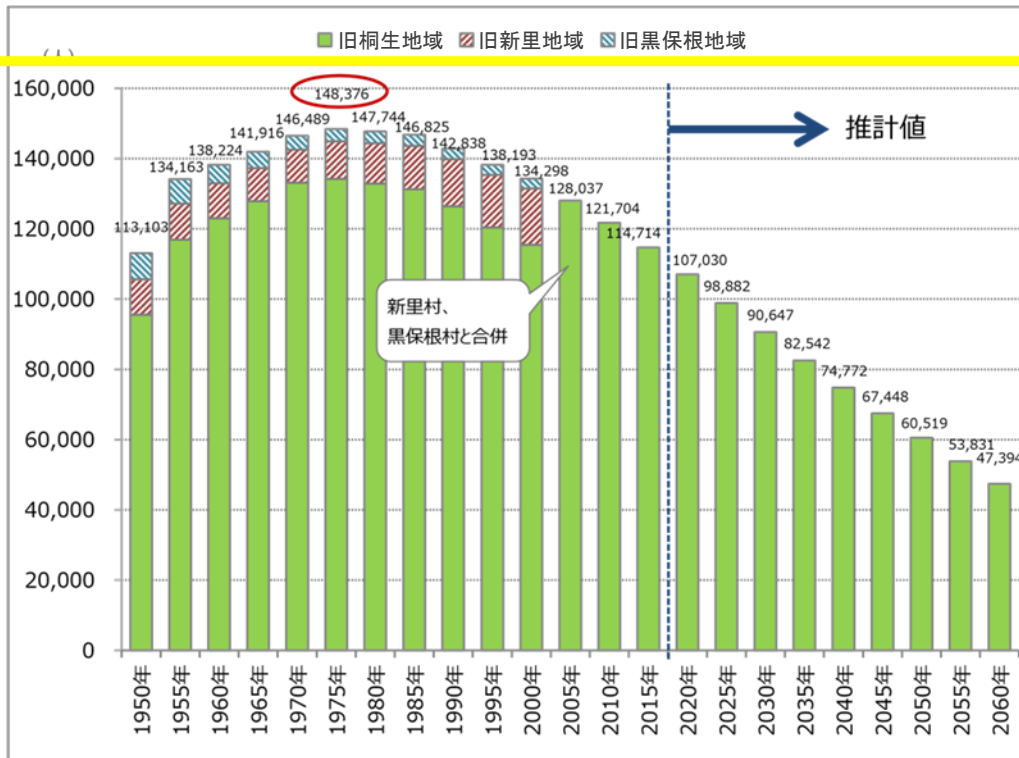
図表 市立小中学校の位置



(2) 人口の状況

ア 人口の推移と将来推計

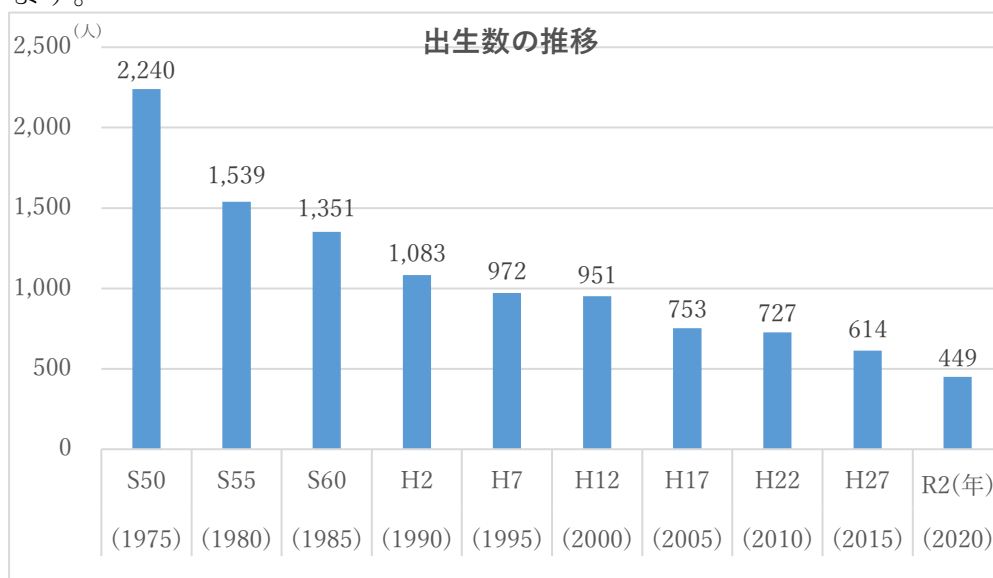
桐生市の人口は、昭和 50 (1975) 年に 148,376 人となりピークを迎え、その後、減少傾向に転じています。また、令和 2 (2020) 年以降の推計値においても、大幅な減少が見込まれています。



【出典】2015年以前は国勢調査、2020年度以降は、社人研による「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」に準拠し、2060年まで延伸した推計

イ 出生数の推移

桐生市の出生数は、昭和 50 (1975) 年に 2,240 人でありましたが、平成 22 (2010) 年には 727 人となり、さらに、令和 2 (2020) 年は、449 人に減少しています。



※平成 17 年 6 月 13 日に新里村・黒保根村と合併

【出典】桐生市の人口動態

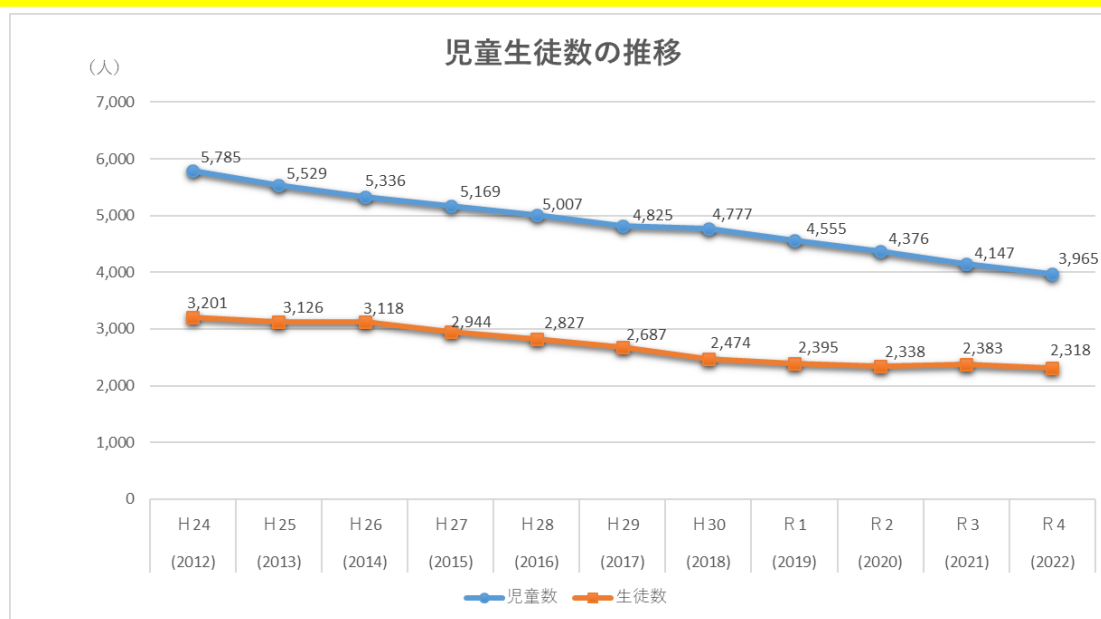
(3) 児童生徒数・学級数の推移

ア 児童生徒数の推移

令和4年度の小学校の児童数は3,965人、10年前と比較すると、平成24年度の児童数5,785人から1,820人減少(31.5%減少)しています。

また、令和4年度の中学校の生徒数は2,318人、10年前と比較すると、平成24年度の生徒数3,201人から883人減少(27.6%減少)しています。

以上のように、平成24年度から令和4年度までの10年間で、児童生徒数が2,703人減少しています。

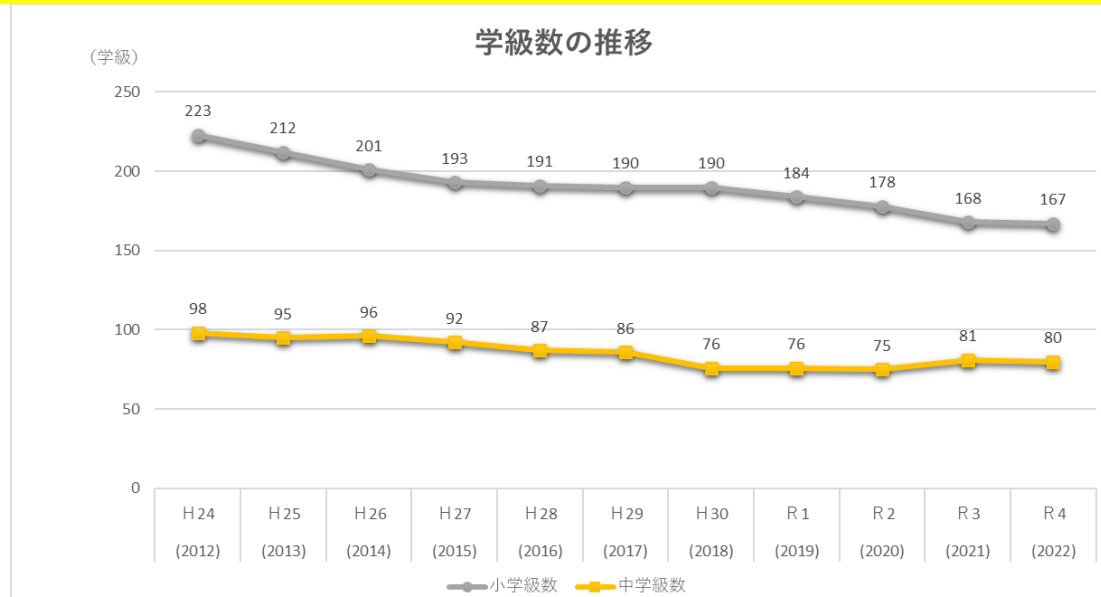


イ 学級数の推移

令和4年度の小学校の特別支援学級を除く学級数は167学級であり、10年前と比較すると、平成24年度の学級数223学級から56学級減少(25.1%減少)しています。

また、令和4年度の中学校の学級数は80学級であり、10年前と比較すると、平成24年度の学級数98学級から18学級減少(18.4%減少)しています。

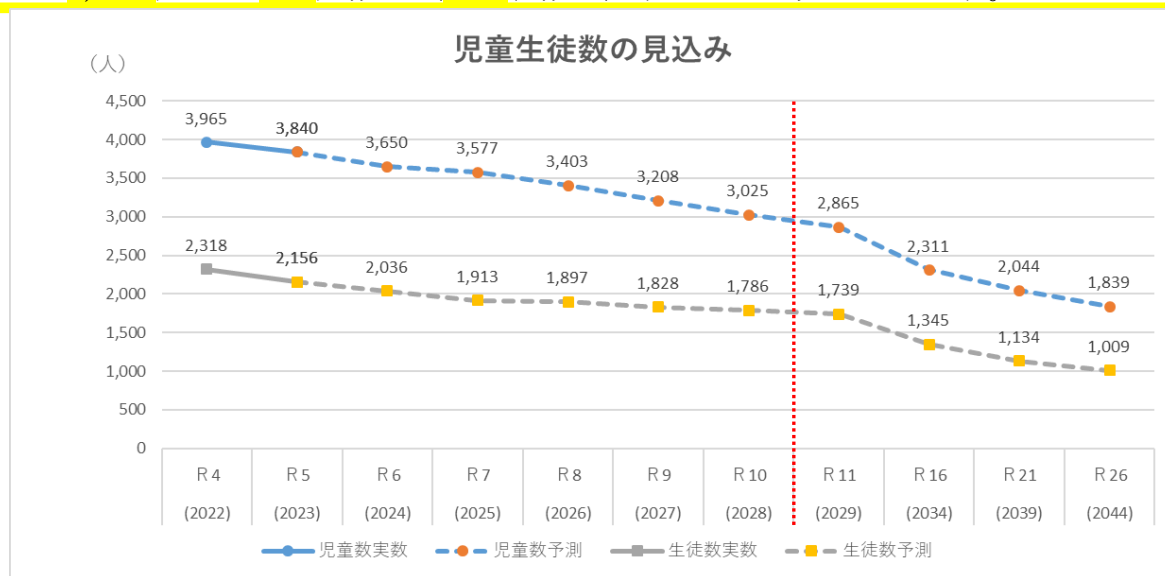
以上のように、平成24年度から令和4年度までの10年間で、学級数が74学級減少しています。



(4) 児童生徒数・学級数の見込み

ア 児童生徒数の見込み

令和4年度と6年後の令和10年度を比較すると、小学校の児童数は3,965人から940人減少(23.7%減少)することが見込まれます。また、中学校の生徒数は2,318人から532人減少(23.0%減少)することが見込まれます。

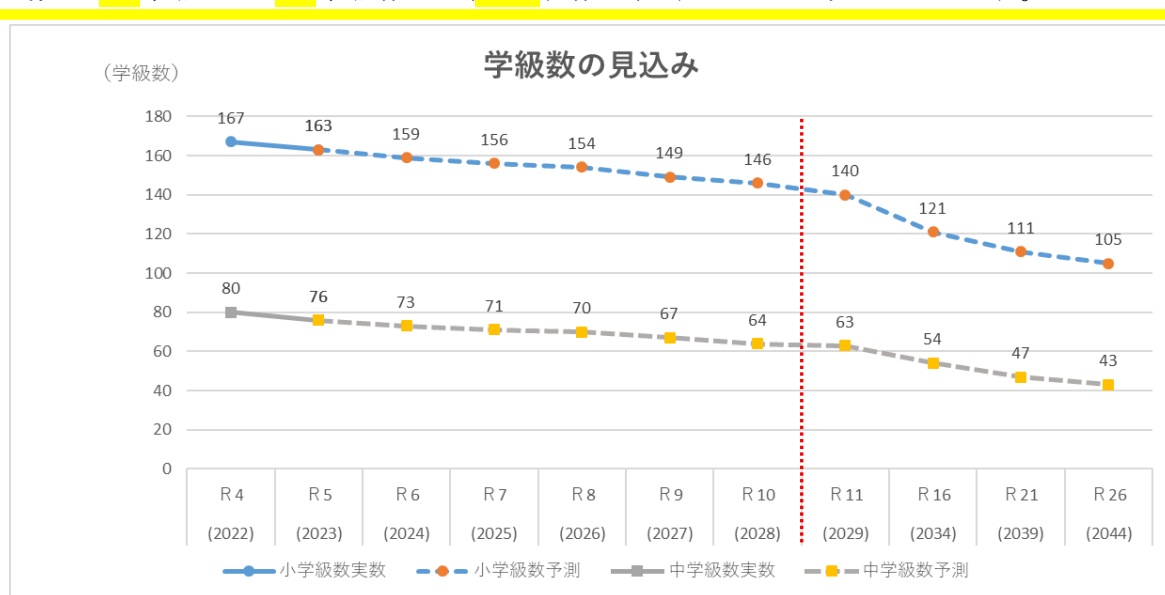


※令和5年度から令和10年度までは、令和4年5月1日時点の住民基本台帳における未就学児童数をもとに児童生徒数を推計。

※令和11年度以降は、令和元年度から令和10年度までの児童生徒数の推移や、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」の出生数の推計を基に児童生徒数を推計

イ 学級数の見込み

令和4年度と6年後の令和10年度を比較すると、小学校の学級数は167学級から21学級減少(12.6%減少)することが見込まれます。また、中学校の学級数は80学級から16学級減少(20.0%減少)することが見込まれます。



※令和5年度から令和10年度までは、令和4年5月1日時点の住民基本台帳における未就学児童数を基に算出した児童生徒数から学級数を推計。

※令和11年度以降は、令和元年度から令和10年度までの児童生徒数の推移や、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」の出生数の推計を基に算出した児童生徒数から学級数を推計

(5) 学校現場における課題

児童生徒数や学級数の減少により、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性や、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが困難になることが懸念され、具体的には、次のような課題が生じることが考えられます。

(ア) クラス替えができず、人間関係が固定化しやすい。

(イ) 児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる。

(ウ) 中学校では、部活動の種類が限定されてしまう。

(エ) 配置される教職員数が少なくなり、教職員一人当たりの校務負担等が増える。

(オ) 児童生徒に向き合う時間が少なくなる。

(カ) 教員同士の指導技術の伝達ができなくなる。

(キ) 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難になる。

2 教育環境に関するアンケート

(1) 調査概要

ア 調査目的

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会において、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて検討する際の参考資料とするため、保護者、児童生徒及び教職員を対象として、桐生市教育委員会が小中学校の教育環境に関する調査を行ったものです。

イ 調査要領

○調査対象

- ・保護者 (2,149 人) : 桐生市立小学校 5 年生、桐生市立中学校 2 年生、令和 4 年度小学校入学予定の未就学児
- ・教職員 (243 人) : 桐生市立小学校の教職員、桐生市立中学校の教職員
- ・児童生徒 (1,501 人) : 桐生市立小学校 5 年生、桐生市立中学校 2 年生

○調査期間・方法

- ・期間 : 令和 3 年 6 月 23 日 (水) ~ 令和 3 年 7 月 20 日 (火)
- ・方法 : 各小中学校及び保育園・幼稚園を通じて、調査票を配布・回収

○回収率

- ・配布数 3,893 通
- ・回答数 3,679 通
- ・回収率 94.5%

ウ 調査項目

主な調査項目は、次のとおりです。

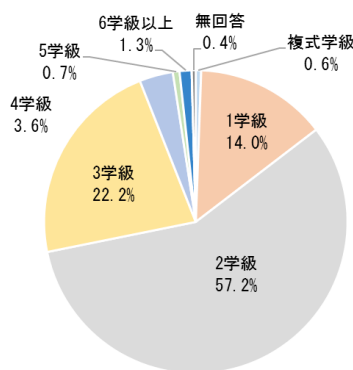
- ・1 校当たりの望ましい学級数
- ・1 学級当たりの望ましい児童生徒数
- ・望ましい通学時間
- ・学校に期待すること
- ・学校の役割
- ・学校規模に関して困っていること

(2) 結果概要

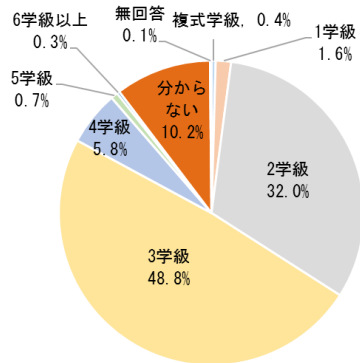
ア 1校当たりの望ましい学級数

(問) 小学校の一つの学年には、いくつの学級があればよいと考えますか。

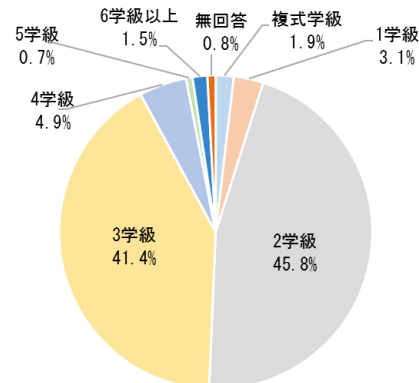
(小学校5年生)



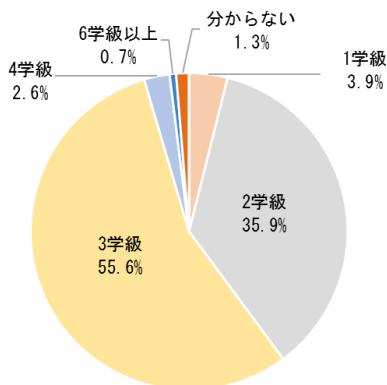
(小学校5年生保護者)



(令和4年度小学校入学予定の未就学児の保護者)



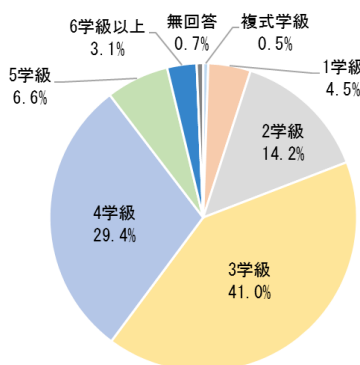
(小学校教職員)



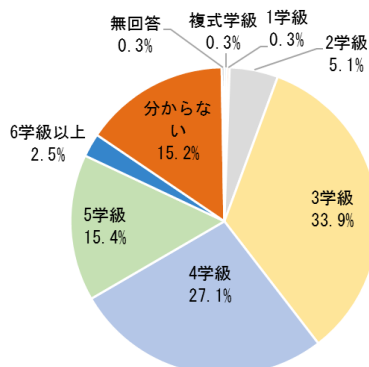
- ・小学校5年生の5割以上と、未就学児保護者の4割以上が「12学級（1学年2学級）が望ましい」という結果であり、小学校5年生保護者の4割以上と、小学校教職員の5割以上が「18学級（1学年3学級）が望ましい」という結果であった。
- ・小学校全体では、「12学級（1学年2学級）が望ましい」と考えている割合が最も高く、全体の約4割を占めた。

(問) 中学校の一つの学年には、いくつの学級があればよいと考えますか。

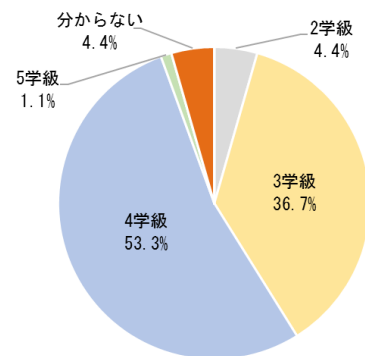
(中学校2年生)



(中学校2年生保護者)



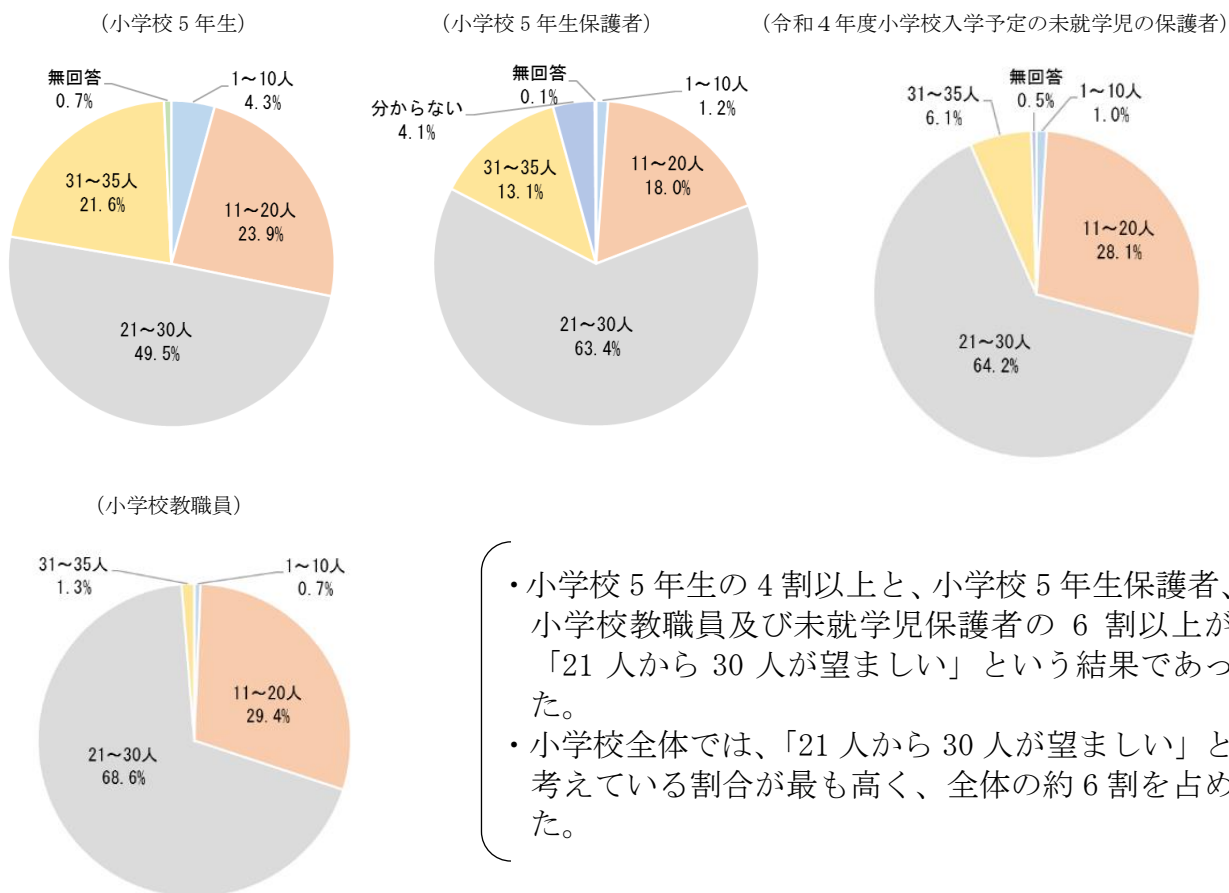
(中学校教職員)



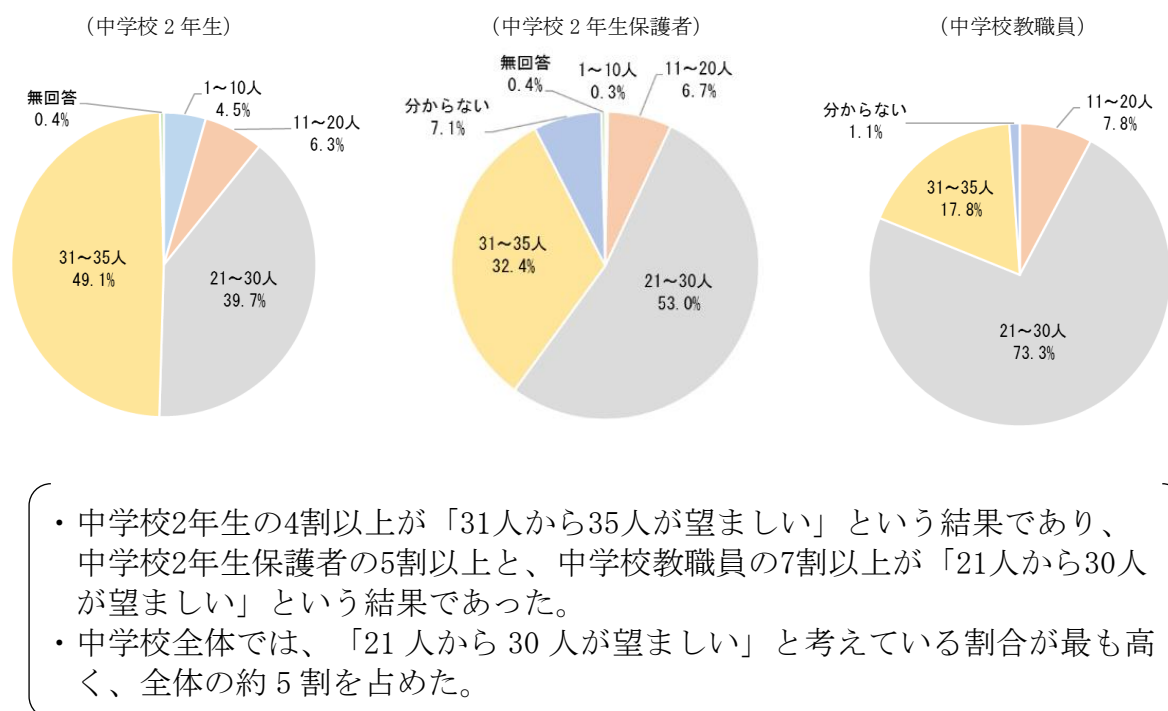
- ・中学校2年生の4割以上と、中学校2年生保護者の3割以上が「9学級（1学年3学級）が望ましい」という結果であり、中学校教職員の5割以上が「12学級（1学年4学級）が望ましい」という結果であった。
- ・中学校全体では、「9学級（1学年3学級）が望ましい」と考えている割合が最も高く、全体の約3割を占めた。

イ 1学級当たりの望ましい児童生徒数

(問) 小学校の一つの学級には、何人くらい児童がいればよいと考えますか。



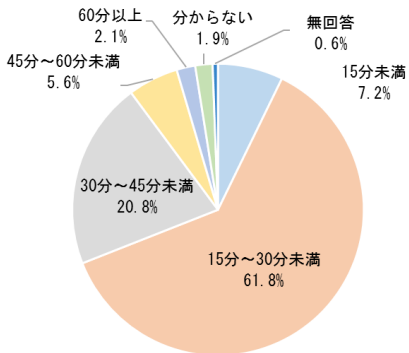
(問) 中学校の一つの学級には、何人くらい生徒がいればよいと考えますか。



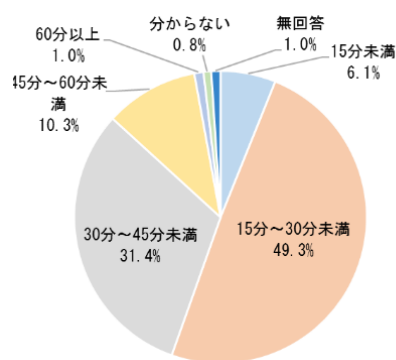
ウ 望ましい通学時間

(問) 小学生にとって通学の限度(最長)と思われる時間は、どのくらいですか。

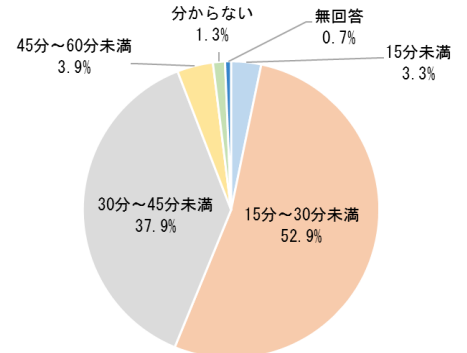
(小学校5年生保護者)



(令和4年度小学校入学予定の未就学児の保護者)



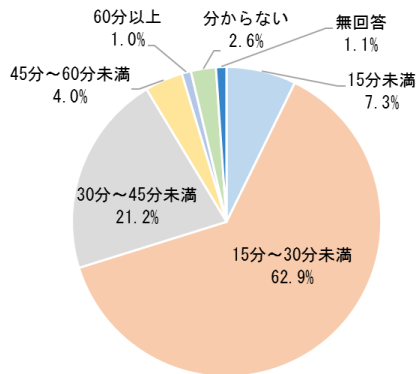
(小学校教職員)



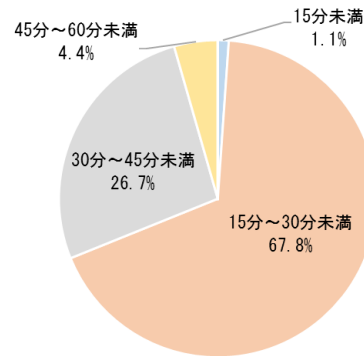
- ・小学校5年生保護者の6割以上と、小学校教職員の5割以上と、未就学児保護者の4割以上が「15分以上30分未満」という結果であった。

(問) 中学生にとって通学の限度(最長)と思われる時間は、どのくらいですか。

(中学2年生保護者)



(中学校教職員)



- ・中学校2年生保護者と中学校教職員はともに6割以上が「15分以上30分未満」という結果であった。

エ 学校に期待すること

(問) 学校に期待することは何ですか。

(ア) 小学校

・未就学児保護者と小学校5年生保護者は「教員の目が行き届き、早い段階で問題に対応できること。」の割合が最も高く、次いで「きめ細かな観察により、教員が児童一人一人に必要な指導を行えること。」「多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること。」という結果であった。

(イ) 中学校

・中学校2年生保護者は「教員の目が行き届き、早い段階で問題に対応できること。」の割合が最も高く、次いで「多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること。」「きめ細かな観察により、教員が生徒一人一人に必要な指導を行えること。」という結果であった。

オ 学校の役割

(問) 学校が社会から期待されている役割を、どのように考えていますか。

(ア) 小学校

・小学校教職員は「きめ細かな観察により、教員が児童一人一人に必要な指導を行えること。」の割合が最も高く、次いで「多様な意見に接することで人間の幅を広げることができること。」「多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること。」という結果であった。

(イ) 中学校

・中学校教職員は「多様な意見に接することで人間の幅を広げることができること。」の割合が最も高く、次いで「多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること。」「きめ細かな観察により、教員が生徒一人一人に必要な指導を行えること。」という結果であった。

カ 学校規模に関して困っていること

(問) 学校規模（児童数、学級数）に関して、日々の業務で困っていることがありますか。

(ア) 小学校

・小学校教職員は「職員数の制約ゆえ、経験・教科等のバランスの良いチームが組めない。」の割合が最も高く、次いで「単学級でクラス替えができず、人間関係が固定的、序列的となる。」「職員数が少ないため、出張や年休取得が難しい。」という結果であった。

(イ) 中学校

・中学校教職員は「職員数の制約ゆえ、経験・教科等のバランスの良いチームが組めない。」の割合が最も高く、次いで「職員数が少ないため、出張や年休取得が難しい。」「生徒数、学級数が少ないため、多様な考えに触れさせることができない。」という結果であった。

3 望ましい学校規模

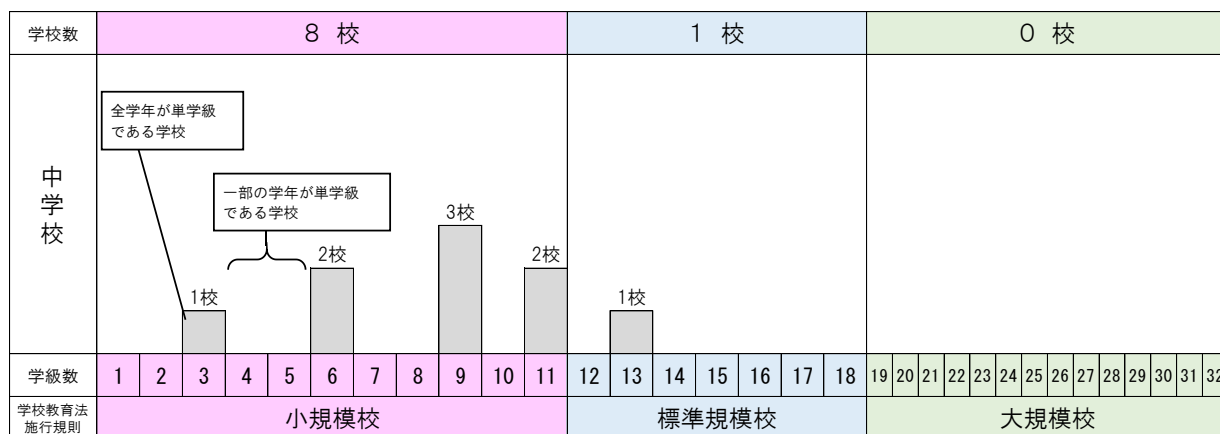
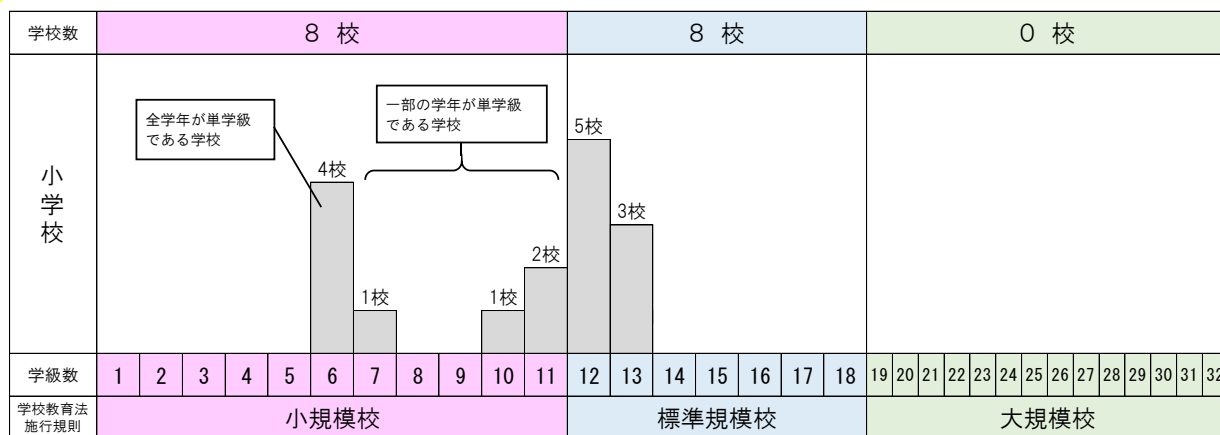
急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

特に、義務教育段階の学校につきましては、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家や社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた一定規模の教職員集団が配置されていることが、定数内での全教科の免許を持つ教員の配置、児童生徒に向き合う時間の確保、教員同士の指導技術の伝達のほか、学校が直面する様々な課題への組織的な対応等の面からも望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが非常に重要となります。

(1) 学校規模の現状



*令和4年5月1日現在

*黒保根学園の学級及び特別支援学級は、学級数に含まない。

*学校教育法施行規則において、小学校及び中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としています。このことから、この答申では、11学級以下の学校を「小規模校」、12学級以上18学級以下の学校を「標準規模校」、19学級以上の学校を「大規模校」としています。

(2) 学校規模による教育環境への影響

学校規模により、教育環境には様々な影響があります。

特に、小規模校の場合には、次のような「よさ」と「課題」が生じています。各学校では、こうした「課題」の改善や解決に努めていますが、児童生徒数が著しく減少した小規模校では、「課題」の改善や解決が困難な状況にあります。

今後も児童生徒数の減少が見込まれる中で、学校の小規模化による「課題」を解決し、児童生徒にとってより良い教育環境を実現するため、一定の学校規模を確保する必要があります。

ア 小規模校の主な「よさ」と「課題」

	よさ	課題
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の状況に応じた、きめ細かな指導が行いやすい。 一人一人がリーダーを務めるなど、活躍できる場面が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な考えや意見に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない。 集団活動に制約が生じやすい。 グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習方法や指導方法をとりにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 家庭状況や生活環境を把握しやすく、個に応じた指導が行いやすい。 保護者や地域と連携を図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えを行いにくく、新たな人間関係を構築する機会が少ない。 人間関係や相互の評価が固定化されやすい。 クラブ活動や部活動の種類が限定される。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> 施設や設備を利用しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。 教員の校務負担が大きくなる。 経験、専門性等の面で、バランスのとれた教職員配置をとりにくい。 学校が直面する課題に組織的に対応することが難しい。

【出典】文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参照

イ 各学年で複数の学級を編制できる「よさ」

各学年で複数の学級を編制できる場合には、次のような「よさ」があります。

- (ア) 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- (イ) 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- (ウ) 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- (エ) クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- (オ) 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- (カ) 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- (キ) 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

(3) 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）

ア 国等が定める標準的な学級数について

(ア) 学校教育法施行規則

学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする」とされており、中学校においてもこの規定を準用し、「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。

(イ) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、小学校及び中学校の適正な規模の条件は、「学級数がおおむね12学級から18学級まで」とされています。

(ウ) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引p9には、望ましい学級数の考え方として、次のとおり示されています。

「小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」

イ 桐生市における望ましい学校規模（1校当たりの学級数）

法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、小学校及び中学校においては、単学級（1学年1学級）では「人間関係が固定化され、多様な人間関係の形成や人間関係が悪くなった時の対応が難しい」、「切磋琢磨する活動や協力し合う活動が難しい」といった教育上の課題があるため、全学年でクラス替えが可能な複数学級が望ましいこと、中学校においては「免許外指導が生じる可能性」、「多くの学校で国が定める標準的な学級数を下回る現状」などを考慮し、桐生市としての望ましい学級数の基準を次のとおり定めます。

望ましい学校規模の基準（1校当たりの学級数）

- | | |
|------|------------------|
| ○小学校 | 12学級以上（1学年2学級以上） |
| ○中学校 | 9学級以上（1学年3学級以上） |

(4) 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

ア 国等が定める標準的な児童生徒数について

(ア) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条において、児童生徒数の基準については、「小学校にあっては35人、中学校にあっては40人を標準とする」とされています。

(イ) 複式学級（2つの学年の児童生徒で編制する学級）に関する基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条において、複式学級に関する基準については、「小学校にあっては16人（1年生を含む場合は8人）、中学校にあっては8人を基準とする」とされています。

(ウ) 学級編制における国、都道府県、市町村の関係

学級編制における国、都道府県、市町村の関係については、国が学級編制の「標準」を設定し、群馬県教育委員会が国の定める「標準」を踏まえ、学級編制の「基準」を設定し、桐生市教育委員会が都道府県の定める「基準」を踏まえ、学校の児童生徒の実態を考慮し、学級を編制するという関係にあります。

(エ) 群馬県の取組（ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト）

群馬県が独自に小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年において少人数学級編制を導入し、ICTを用いた新しい学びと感染症対策を実施するもので、「小学校にあっては第1・2学年を30人以下、第3～6学年を35人以下とし、中学校にあっては第1～3学年を35人以下とする」とされています。

イ 桐生市における望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

法令、学級編制における国、都道府県、市町村の関係や桐生市のこれまでの取組等を参考に協議し、各学校に配置される教職員の人数が群馬県教育委員会の「学級編制基準」や「教職員配当基準」に基づき算定されている実態を考慮する必要があることから、群馬県の取組（ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト）との整合を図り、桐生市としての望ましい学級規模の基準を次のとおり定めます。

望ましい学級規模の基準（1学級当たりの児童生徒数）

○小学校	第1・2学年	30人以下
	第3～6学年	35人以下
○中学校	第1～3学年	35人以下

4 望ましい学校配置

学校の適正配置に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要となります。

(1) 通学区域の現状

小学校	⇒	中学校
西小学校	⇒	中央中学校
南小学校		
東小学校	⇒	清流中学校
北小学校		
菱小学校		
境野小学校	⇒	境野中学校
広沢小学校	⇒	広沢中学校
梅田南小学校	⇒	梅田中学校
相生小学校	⇒	相生中学校
天沼小学校		
川内小学校	⇒	川内中学校
桜木小学校	⇒	桜木中学校
神明小学校		
新里中央小学校	⇒	新里中学校
新里東小学校		
新里北小学校		
黒保根学園		

(2) 望ましい学校配置（通学時間）

ア 国等が定める標準的な通学距離及び通学時間について

(ア) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、適正な規模の条件は、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内」とされています。

(イ) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 p15、16 には、通学時間の考え方について、次のとおり示されています。

『『おおむね1時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。』

イ 桐生市における望ましい学校配置（通学時間）

法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、学校配置を検討する場合、通学距離よりも通学時間を基準とすることが適切であるとした上で、桐生市としての望ましい通学距離・通学時間の基準を次のとおり定めます。

望ましい通学時間

○小学校・中学校 通学手段を問わず、30分以内

5 学校規模の適正化に向けた取組

(1) 学校規模の適正化に関する検討開始基準

ア 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 p11～13 では、現行の学校規模の標準(12 学級～18 学級)を下回る場合において、学級数を中心として、次のとおり目安を示しています。

(ア) 小学校

【1～5 学級】 複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。
【6 学級】 クラス替えができない規模	
【7～8 学級】 全学年ではクラス替えができない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【9～11 学級】 半分以上の学年でクラス替えができる規模	児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。

(イ) 中学校

【1～2 学級】 複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。
【3 学級】 クラス替えができない規模	
【4～5 学級】 全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【6～8 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【9～11 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	

イ 桐生市における「学校規模の適正化に関する検討開始基準」

(ア) 学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、桐生市における「学校規模の適正化に関する検討開始基準」を次のように定めます。

この基準に該当する場合は、学校規模の適正化に係る検討組織を設置し、その適正化に向け、検討を開始する必要があります。

なお、検討区域の範囲については、各地域の意向も尊重しながら、柔軟に対応するものとします。

学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

① 学校規模の状態

○小学校・中学校

- ・ 1つ以上の学年が単学級
- ・ 児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態

② 検討開始時期

○小学校・中学校

- ・ ①に該当する見込みの年度から3年遡った年度

③ 検討区域

○小学校

- ・ ①に該当する場合、当該中学校区内の小学校又は隣接する中学校区内の小学校を検討対象の区域とする。

○中学校

- ・ ①に該当する場合、隣接する中学校区の中学校を検討対象の区域とする。

※ 検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮するものとする。



○検討開始基準該当年度及び学校数(黒保根学園を除く)

年度 校種	令和5 年度以前	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和12 年度	令和14 年度	令和16 年度	令和18 年度	令和24 年度
小学校 【16校】	9校	1校	1校	3校			1校			1校
中学校 【9校】	1校				1校	2校		1校	1校	

※桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会 資料16 児童生徒数・学級数の見込み [令和3年度～令和28年度、学年別]に基づく学校数

(イ) 前倒しで検討組織を設置する必要がある事例

隣接する小学校又は中学校が検討組織を設置する場合、基準に基づく検討組織の設置予定時期よりも早い時点で、検討組織を設置し、同時に検討を開始する必要があります。

A小学校：令和5年度に検討開始 ⇒ 令和5年度に検討組織を設置する。
 B小学校：令和7年度に検討開始予定 ⇒ 隣接するA小学校地区に検討組織を設置するため、令和7年度ではなく令和5年度に検討組織を設置する必要がある。

小学校名 【中学校区】	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A小 【C中】	基準に該当 【組織設置】	11学級以下			統合			
B小 【C中】	隣接校 【組織設置】							
統合後の小学校 D小					12学級以上	→	→	→

(ウ) 配慮すべき事例

異なる中学校区の小学校同士が統合する場合、進学先の中学校が別々になることを避けるため、中学校も含めて総合的に検討するような配慮が必要となります。

A小学校：令和5年度に検討開始 ⇒ 令和5年度に検討組織を設置する。
 B小学校：令和8年度に検討開始予定 ⇒ 隣接するA小学校地区に検討組織を設置するため、令和8年度ではなく令和5年度に検討組織を設置する必要がある。
 C中学校：当面の間、検討開始基準に該当しない
 D中学校：当面の間、検討開始基準に該当しない

小学校名 【中学校区】	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A小 【C中】	基準に該当 【組織設置】			11学級以下	統合			
B小 【D中】	隣接校 【組織設置】							
統合後の小学校 E小					12学級以上	→	→	→

中学校名 【校区内の 小学校】	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
C中 【A小】						C中 【E小】	→	→
D中 【B小】						D中 【E小】	→	→

(2) 学校規模を適正化するための手法

ア 適正規模の範囲に近づけるための対応策

適正規模の範囲に近づけるための対応策としては、適正規模の範囲を下回る小規模校の場合、「通学区域の見直し」「統合等」「学校選択制」が考えられます。

	手法	内容
	通学区域の見直し	通学区域を見直す
小規模校	統合等	①既存学校を活用 既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
		②新設統合 新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
		③分離統合 3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
		④分校の活用 たとえば小学校低学年までは地元の分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるなど
標準規模校	学校選択制	①自由選択制 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
		②ブロック選択制 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
		③隣接区域選択制 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
		④特認校制 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
		⑤特定地域選択制 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択をみとめるもの
校舎の増改築	既存校舎に増築または改築	
新設	新設校の設置	

【出典】『地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究(ガイドラインの作成)報告書』

*学校教育法施行規則において、小学校及び中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としています。このことから、この答申では、11学級以下の学校を「小規模校」、12学級以上18学級以下の学校を「標準規模校」、19学級以上の学校を「大規模校」としています。

イ 統合による効果

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、過去の統合事例を参考として、次のように学校の統合による効果を示しています。

(ア) 児童生徒への直接的な効果

- ① 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった。
- ② 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った。
- ③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- ④ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した。
- ⑤ 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった。
- ⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた。
- ⑦ 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
- ⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた。
- ⑨ 進学に伴うギャップが緩和された。
- ⑩ 多様な進路が意識されるようになった。

(イ) 指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- ① 複式学級が解消された。
- ② クラス替えが可能になった。
- ③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。
- ④ 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- ⑤ グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった。
- ⑥ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した。
- ⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった。
- ⑧ 一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた、特別支援教育の活動が充実した。
- ⑨ バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した。
- ⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した。
- ⑪ 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ。
- ⑫ 保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された。

ウ 適正規模の範囲に近づけるための対応策を選択しない場合

地理的な要因など様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難又は小規模校のまま存続させることが必要であるという結論に至る場合もあります。

こうした場合は、学校の存置を選択することになる可能性が高いと考えられますが、あわせて、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校の「課題」を解決し、その「よさ」をさらに生かしていく工夫が必要となります。

エ 学校統合の検討体制の整備

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政のみで進めるものではなく、保護者、地域住民等の関係者で構成する検討組織において十分に協議を重ね、関係者の理解と協力を得て行う必要があります。

統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、地域と学校が両輪となって学校づくりの過程に取り組むようにすることが必要となります。

(3) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

ア 児童生徒への配慮

学校の統合に伴い、人間関係や学習環境が変化することから、児童生徒が新しい学校生活に安心して移行できるよう、教職員の配置や、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。

イ 通学環境への配慮

学校の統合に伴い、通学距離や通学時間が長くなることが想定されるため、通学環境の安全確保に十分に配慮する必要があります。

また、通学時間の基準を踏まえ、通学による児童生徒や保護者の負担軽減を図るため、公共交通機関の活用やスクールバスの導入など、多様な通学手段の確保に努める必要があります。

ウ 保護者や地域住民との協議

学校規模の適正化に当たっては、保護者や地域住民と小中学校の現状や課題等について認識を共有し、理解と協力を得ながら協議を進める必要があります。

エ 施設整備面での配慮

学校の統合に伴い、統合後の学校における学習内容、学習形態や施設の老朽化に応じた施設の整備を検討する必要があります。

オ 学校の跡地利用

学校施設は、単なる教育施設ではなく、防災拠点としての役割や、地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面を持っていることから、学校の跡地利用については、まちづくりの観点から、総合的に検討する必要があります。

6 少子化に対応した魅力ある学校づくり

統合等による学校規模の適正化の検討を契機として、桐生の子供たちが、夢を持って学び、健やかに成長できる教育環境の更なる充実を図るため、桐生市における魅力ある学校づくりの3つの方向性について調査・研究を行うとともに、実現に向けた取組を推進すべきであると考えます。

① 教育の質の向上

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの豊かな学びや健やかな成長を実現するため、地域住民等が学校運営の改善や、学校教育活動の支援に参画する体制の構築を目指す。
- 新しい時代に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう人間性等」を育成するため、各教科の系統性を踏まえながら、学年間の接続を円滑なものとし、地域の実情に応じた一貫教育等の検討を含め、学校間の連携の強化を目指す。

② 教育の機会の確保

- 全ての子供たちが安心して教育を受けられるようにするため、不登校、病気療養など様々な困難を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援施策の更なる充実を図る。
- 子供たちの学びを保障するため、ICT（情報通信技術）等を効果的に活用し、学習環境を確保するとともに、多様な学習ニーズに応じた教育活動の更なる充実を図る。

③ 教育を支える環境の充実

- 子供たちの学びを最大限に引き出す質の高い指導を行うため、教職員が時代の変化に対応した新しい知識や技能を学ぶことのできる環境を整備する。
- 子供たちに対して効果的な教育活動を行うため、多様な知識や経験を有する外部人材を活用し、業務の役割分担を促進するとともに、教職員が教育活動に専念できる支援体制の更なる充実を図る。

《資料編》

- 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例
- 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会運営要綱
- 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿
- 桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について
(諮問)

○桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(令和3年3月24日 桐生市条例第7号)

(設置)

第1条 桐生市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の適正規模及び適正配置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他基本方針の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 住民自治組織を代表する者
- (4) 小中学校の校長を代表する者
- (5) 公募により選出した者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

4 この条例は、第 2 条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 水道料金審議会の部の次に次のように加える。

小中学校適正規模・適正配置審議会	会長	1 日につき	9,200 円
	委員	1 日につき	8,000 円

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例(令和3年桐生市条例第7号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (5) 写真又は動画の撮影、録音等をしないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、会長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。(書面による調査審議)

第4条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を実施することができる。

2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 会長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他会長又は会議において必要と認めた事項
(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

○桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿

No.	氏名	所属	役職	区分
1	かない まさのぶ 金井 昌信	群馬大学大学院理工学府	教授	学識経験者
2	せや しげる 瀬谷 茂	群馬県私立幼稚園・認定こども園協会	前理事	
3	だい ぜんいち 台 善一	桐生市子ども会育成団体連絡協議会	会長	
4	ますやま だいすけ 増山 大祐	桐生市PTA連絡協議会	H30年度 会長	保護者の 代表者
5	のむら あつし 野村 篤	桐生市PTA連絡協議会	H31年度 会長	
6	いとい ちかお 糸井 近夫	桐生市PTA連絡協議会	R2年度 会長	
7	いけすえ しんすけ 池末 晋介	桐生市PTA連絡協議会	R3年度 会長	
8	せき みか 関 美佳	桐生市公立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	
9	あさくら ふみお 朝倉 富美夫	桐生市区長連絡協議会	副会長	住民自治 組織の 代表者
10	にわ やすひろ 丹羽 康博	桐生市区長連絡協議会	会計監査	
11	たに しげる 谷 滋	桐生市立小学校長会 ・谷 滋 委員：令和3年7月6日～ ・小島理宏 委員：令和4年5月26日～	会長	学校長の 代表者
	こじま まさひろ 小島 理宏			
12	しんぼ かずたか 新保 和孝	桐生市立中学校長会 ・新保和孝 委員：令和3年7月6日～ ・谷 滋 委員：令和4年5月26日～ (所属団体の変更)	会長	
	たに しげる 谷 滋			
13	おいけ たけし 尾池 武	—	—	
14	とやま みつお 外山 光男	—	—	

(敬称略)

[委員任期] 令和3年7月6日から令和4年8月●日まで(諮問から答申まで)

○桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について(諮問)

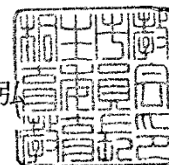
桐教未発第3・5号

令和3年7月6日

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会 会長 様

桐生市教育委員会

教育長 小林 一 弘



桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
の策定について(諮問)

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例(令和3年桐生市条例第7号)
第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について

2 調査及び審議内容

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他基本方針の策定に必要な事項に関すること。

(諮問理由)

全国的に少子化が進む中、桐生市においても、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しており、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたことから、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向など幅広い観点から御審議いただきたく、ここに諮問するものです。